

回 覧 令和2年9月1日（三股町）代表☎：52-1111

.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.	.	.	.

◎読んだらすぐ隣へ回しましょう

- | 【分 類】 | 【No.】 | 【内 容】 |
|-----------|-------|---|
| ＜募 集＞ | 表紙 | ◆三股町成人式の実行委員を募集しています |
| | 1 | ◆町営住宅の入居者を募集します【11月1日入居分】 |
| ＜お 知 ら せ＞ | 3 | ◆ごみの野外焼却は禁止です
◆ <small>せんてい</small> 剪定くず等リサイクル事業体験を開催します |
| | 4 | ◆単独浄化槽から公共下水道や農業集落排水・合併処理浄化槽へ切り換えましょう！≪9月10日は、下水道の日≫ |
| | 5 | ◆9月からマイナポイント事業が始まります
◆マイナンバーカード(個人番号カード)申請をお手伝いします
◆マイナポイントの予約・申し込みをお手伝いします |
| | 6 | ◆高齢者運転免許証自主返納支援事業をご利用ください
◆「介護職員初任者研修」の受講生を募集します |
| ＜保健と福祉＞ | | (一 般) |
| ＜保健と福祉＞ | 7 | ◆令和2年11月から子ども医療費助成を拡充します
(子ども) |
| ＜農林畜産業関連＞ | 8 | ◆農地の違反転用をなくしましょう！
～農地の無断転用は法律に違反します～
◆農地の相続手続きはお済みですか？ |
| ＜相 談＞ | 9 | ◆「おもちゃ病院三股」を開設します
◆「ふれあい福祉相談」を実施しています |



募 集

◆三股町成人式の実行委員を募集しています

町では、令和3年1月5日（火）に実施を予定している成人式の企画・運営を行う実行委員を募集しています。自分たちの手で心に残る成人式をつくってみませんか。

やる気のある皆さんの応募をお待ちしています。

■令和3年三股町成人式実行委員募集内容

- 募集人数 = 10人程度
- 年 齢 = 令和3年4月1日までに20歳になる人と19歳になる人
- 内 容 = ①10月から夜間に数回集まり、成人式の企画・運営などについて話し合います
(会議の日は実行委員の都合を考慮して行います)
②参加者の中心となって、当日の式典運営を行います
- 募集締切 = 9月30日（水）

※ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和3年成人式実行委員会および令和3年三股町成人式が例年どおり開催できなくなる可能性があります。



※お申し込み・お問い合わせは、
教育委員会 教育課 生涯学習係（町中央公民館内）
☎：52-9311（直通）をお願いします。

◆町営住宅の入居者を募集します【11月1日入居分】

町営住宅の一部に空室がありますので、入居者の募集を行います。申込方法、申込資格や選考方法などは、申込書類を配付するときに都市整備課窓口で説明します。

1. 申込資格＝

①現在、住宅に困っていることが明らかな人であること。

※原則として、公営住宅に住んでいる人や持ち家がある人は申し込みできません。

②現在、同居している、または同居しようとする親族（婚約者を含む）があること。

※婚約中の人は、申込日から3カ月以内に結婚（入籍）することが条件です。

※離婚予定者（別居中・離婚調停中の人）は申し込みできません。

例外として、以下の3項目のいずれかに当てはまる場合は、単身者でも申し込みできます。

- ・60歳以上の人
- ・生活保護を受給している人
- ・身体障害者手帳（1級～4級）などの交付を受けている人

③市町村民税など、全ての税の滞納がないこと。

④世帯の所得月額が15万8,000円以下であること。（公営住宅入居資格収入基準）

※裁量世帯（未就学児がいる世帯など）は、所得月額の上限が

21万4,000円以下となる場合があります。

※基準額は月額です。

⑤暴力団の構成員でないこと。

⑥入居後、団地で協力し合って生活ができる人。

2. 申込書類の配付・受け付け＝

	申込書類の配付	申込受け付け
期 間	9月15日(火)～10月5日(月) (土曜・日曜・祝日を除く)	10月1日(木)～5日(月) (土曜・日曜を除く)
時 間	午前8時30分～午後5時	
場 所	町役場 都市整備課 建築係（2階 ③番窓口）	

※申込書には添付する書類が多数あります。

3. 抽選会＝

申込書類審査合格者のみ抽選会に参加できます。

・抽選日時・・・10月16日(金) 午前10時～

・抽選会場・・・町役場4階 第1会議室

※エレベーターをご利用ください。

※ひとり親世帯、障がい者世帯等の優先世帯対象者で、一定の要件を満たす人は当選倍率の優遇があります。

4. 募集団地一覧＝

次のページ以降に掲載しています。

※家賃は申込者の収入などで異なります。

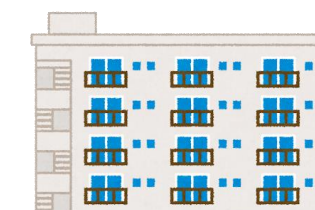
※随時募集実施中

申し込み順に受け付けを行う随時募集も実施しています。また、今回の募集住宅の中で、応募者がいない一部の住宅は、11月2日(月)から随時募集に切り替えます。

※お問い合わせは、

都市整備課 建築係（2階 ③番窓口）

☎：52-9066（直通）をお願いします。



◎令和２年度 １０月定期募集団地一覧

※ＲＣ：鉄筋コンクリート

※○＝あり、×＝なし

団地名	小学校区	構 造	建築 年度	戸数	階数	部 屋 号 数	間取り	家 賃 (円)	共益費	エレ ベーター	駐車場 使用料	下水道 使用料	シャワー ・ 網戸	備 考						
稗田	三股西	RC造 3階建て	S51	7	2階	5、20	3K	12,600～ 18,800	○	×	×	○	×							
					3階	11、12、21 23、24														
						1階									26、49	3DK	14,200～ 21,200			
			2階	29、30、43 44、53、54																
				3階	35、48、57 58、59															
			S52		13	1階	7	3DK							14,300～ 21,300			○	×	×
2階	10																			
3階	23																			
唐橋	三股西	RC造 3階建て	S53	3	1階	18	3DK	16,400～ 24,500	○	×	×	○	×							
					2階	19、27														
					3階	21、29														
唐橋 第2	三股西	RC造 4階建て	S59	6	1階	33、34、41	3DK	16,700～ 24,900							○	×	×	○	×	
					2階	35														
					3階	37、38														
中原	三股西	RC造 3階建て	H17	1	3階	B-54	3LDK ※4名～	25,600～ 38,200	○	○	○	○	○	※4名以上の世帯 のみ申込可						
南原	勝岡	RC造 3階建て	S56	2	2階	3、9	3LDK	16,000～ 23,900	○	×	×	×	×							
			S57	2	3階	11、17		16,300～ 24,200												
宮村 第2	宮村	木造平屋	S63	2	-	5、6	3DK	14,500～ 19,800	×	—	×	×	○							
			H2	1		12		14,900～ 22,200												
東原	三股	RC造 3階建て	H29	1	3階	A-26	2LDK	21,400～ 31,900	○	○	○	○	○							
塚原	三股	RC造 3階建て	H24	1	3階	B-68	3DK	20,200～ 30,000	○	○	○	○	○							
山王原	三股	RC造 3階建て	S54	6	1階	20	3DK	14,200～ 21,200	○	×	×	×	×							
					2階	11、23														
					3階	13、16、29														
			S55	1	1階	31	3LDK	15,900～ 23,800												
天神原	梶山	長屋	S43	2	-	1、12	3K	3,600～ 5,300	×	—	×	○	×							
				1	-	6	2DK													

お知らせ

◆ごみの野外焼却は禁止です

ごみの野外焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で一部の例外を除いて禁止されています。違反した場合、法律により5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられる場合があります。また、例外にあたる場合でも、**苦情があった場合は行政指導などの対象**となります。

環境や人体に有害なダイオキシン発生の恐れがあり、煙や悪臭などが近隣への迷惑になり、また、火災の原因にもなりますので、野焼きは絶対にやめましょう。

※野焼きとは・・・処理基準に従って行われない廃棄物の焼却のこと
“ドラム缶焼却、ブロック積み焼却、穴を掘っての焼却など” 野外焼却は、「**法律違反**」になります。



※お問い合わせは、
環境水道課 環境保全係（2階 ④番窓口）
☎：52-9082（直通）をお願いします。

◆^{せんてい}剪定くず等リサイクル事業体験を開催します

- 内 容 = 町シルバー人材センターでは、町内の個人宅から発生した^{せんてい}剪定くずなどを堆肥化するリサイクル事業を行っています。リサイクル事業での就業を体験できるチャンスです。興味のある人はぜひご参加ください。
- 期 日 = 10月20日（火） 午前10時～正午
- 場 所 = 町一般廃棄物最終処分場 西側
- 締 切 日 = 10月13日（火） 必着
- 受 講 料 = 無料
- 対 象 者 = 令和3年3月31日時点で満60歳以上の人
- 申込方法 = 町シルバー人材センターに直接お電話で申し込まれるか町シルバー人材センターに置いてある所定の申込用紙を、町シルバー人材センターへ直接お持ちいただくか、郵送またはFAXでお申し込みください。
なお、県シルバー人材センター連合会でも受け付けます。

※お申し込み、お問い合わせは、

- ・公益社団法人 三股町シルバー人材センター
（三股町大字樺山3890-5）
☎：52-7150／FAX：52-8715
- ・公益社団法人 宮崎県シルバー人材センター連合会
（宮崎市祇園2丁目95番地）
☎：0985-31-3775／FAX：0985-31-3776
をお願いします。

◆単独浄化槽から公共下水道や農業集落排水・合併処理浄化槽へ切り換えましょう！《9月10日は、下水道の日》

公共水域保全のために、単独浄化槽から公共下水道や合併処理浄化槽などへの切替えをお願いしています。

単独浄化槽は、台所やお風呂などからの汚水を未処理のまま放流するばかりでなく、し尿による汚濁負荷も大きいため、くみ取りトイレよりも河川等の水質汚濁の原因となっています。また、近隣の排水路の悪臭（どぶ臭）の原因となり、生活環境の悪化を招くことになります。より良い生活環境を保つためにも、単独浄化槽からの切り替えをお願いします。



◎公共下水道へ接続する場合は、町の指定工事店へご依頼ください。町の指定工事店でなければ、公共下水道への接続工事はできません。

公共下水道へ接続するときは、受益者負担金（一般家庭標準62,000円）が必要ですが、浄化槽やくみ取りトイレから早期（供用開始から3年以内）に接続する場合は、免除制度があります。

下水道係では、下水道に関する相談を随時受付しています。下水道に接続した場合の使用料や受益者負担金制度・指定工事店が分からないなどありましたらお気軽にお問い合わせください。

■下水道の使用料はどのくらい？

・下水道使用料の基本料金及び単価は次の表の通りです。（2ヶ月当り：税込）

基本料金	汚水量（水道使用量）	使用量1m ³ についての金額
2,200円	17m ³ 未満	55円
	17m ³ 以上～41m ³ 未満	154円
	41m ³ 以上～101m ³ 未満	198円

・主な使用水量における下水道使用料（2ヶ月当り：税込）は下記の通りです。

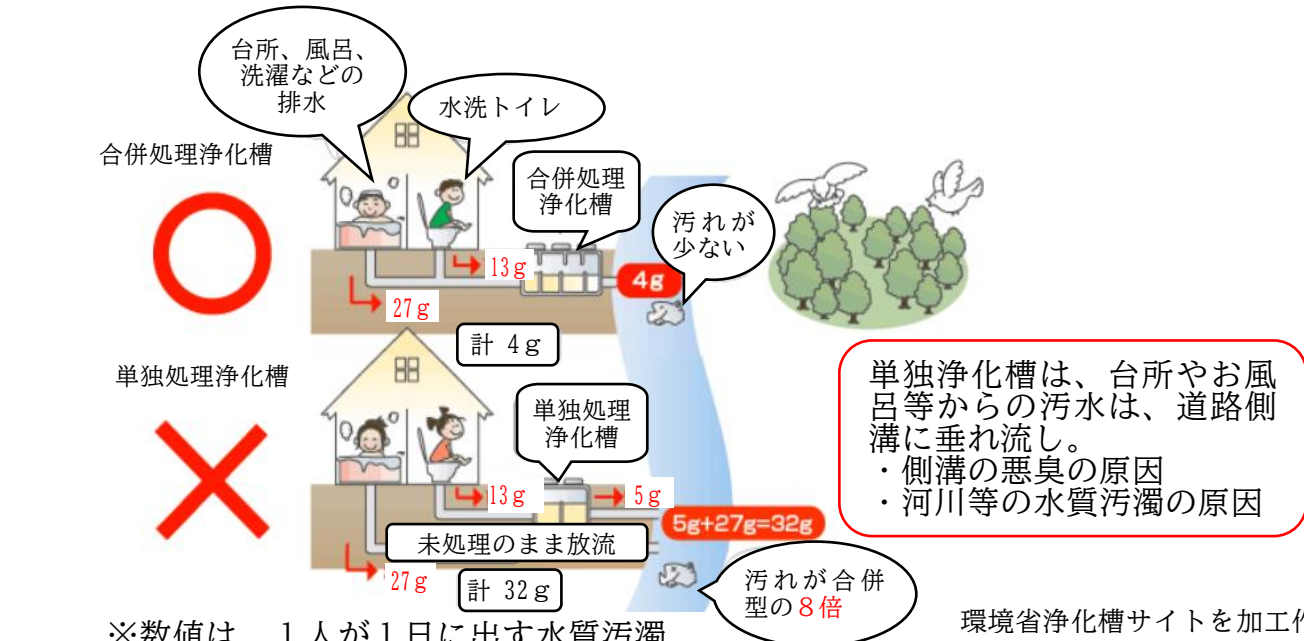
使用水量（m ³ ）	下水道使用料（円）	使用水量（m ³ ）	下水道使用料（円）
20	3,696	50	8,756
30	5,236	60	10,736
40	6,776	70	12,716

※浄化槽から公共下水道へ切り替えると、下水道使用料が必要となりますが、浄化槽の維持管理費（保守点検費・清掃費・法廷検査費・送風機の電気代）が要らなくなります。

■どのくらいの方が下水道につないでいるの？

令和2年6月末の供用区域全体の接続率は61.3%で、接続率の高い地区は今市地区（75.2%）・中原地区（74.4%）でした。

なお、公共下水道が利用できる地区は、上新馬場・下新馬場・今市・中原・花見原・東原の全区域と山王原・仲町・上米・稗田・東植木・西植木の一部の区域です。また、梶山地区や寺柱・小鷺巣地区は、農業集落排水が整備されています。



※数値は、1人が1日出す水質汚濁物質を微生物が分解するために必要な酸素の量（BOD）で表したもの。

◎公共下水道や農業集落排水が整備されていない区域の方は、合併処理浄化槽への切り替えをお願いします。単独浄化槽やくみ取りトイレから合併処理浄化槽へ切り替える場合は、補助制度があります。

浄化槽設置者（単独浄化槽を含む）は、定期的な保守点検と清掃（年1回）・法定検査（年1回）が法律で義務付けられています。適正な維持管理をしましょう。

■補助対象地域：公共下水道区域（事業計画区域を含む）・農業集落排水事業区域を除く町内全域。

■補助金額：

人槽区分	設置工事費に対する補助	宅内工事費に対する補助
5人槽	33万2,000円	10万円または宅内工事費のいずれか少ない額。ただし1000円未満の端数は切捨
6～7人槽	41万4,000円	
8～10人槽	54万8,000円	
11～20人槽	54万8,000円	

※上の表以外に、単独浄化槽を撤去し、合併処理浄化槽を設置する場合は、撤去費補助（上限9万円）があります。

※お問い合わせは、環境水道課（2階 ④番窓口）

下水道、農集に関すること・・・下水道係 ☎：52-9083（直通）

合併処理浄化槽に関すること・・・環境保全係 ☎：52-9082（直通）

をお願いします。

◆9月からマイナポイント事業が始まります

9月から来年3月末までマイナンバーカードを利用した消費活性化策（マイナポイント事業）が実施されます。キャッシュレス決済サービスで、チャージまたはお買い物をすると、**5000円分を上限に利用額の25%がマイナポイントとしてもらえます。**マイナポイントをもらうためには以下の申請手続きが必要です。

申請手続きが困難なときは、マイナンバーカード、マイナンバーカードを受け取る時に設定した利用者証明用電子証明書の4桁の暗証番号、マイナポイントの付与を希望する決済サービスのカードなどを持って、町役場の「マイナンバー窓口」へご相談ください。マイナンバー窓口では、マイナポイントの予約・申し込みのほか、マイナンバーカードの申請のお手伝いを無料で行っております。

■マイナポイントの取得・利用までの流れ＝

①マイナンバーカードの取得

- ・カードの申請は、パソコン、スマートフォン、郵便などによる方法があります。

②マイナポイントの予約（マイキーIDの設定）

- ・マイナポイントの予約は、パソコンやスマートフォンなど自身の端末または支援端末（役場）で行います。パソコンで行う場合は、対応するICカードリーダーが、スマートフォンで行う場合はアプリや対応機種であるかの確認が必要です。
- ・端末でマイナンバーカードを読み取り、マイナンバーカード交付時に設定した4桁のパスワードを入力します。
- ・マイナポイントが予約され、マイキーIDが自動で設定されます。

③マイナポイントの申し込み

- ・キャッシュレス決済サービスを1つ選択し、マイナンバーカードとの関連付けを行います。キャッシュレス決済サービスによって申し込み方法が違います。
- ・スマートフォンやパソコンで**総務省の「マイナポイント事業」のサイト**から、ご自身が利用されるキャッシュレス決済サービスが登録されているかを確認していただき、申し込み方法をご確認ください。

④選択した決済サービスでチャージまたは、購入

- ・**9月から**、申し込み時に選択した決済サービスでチャージまたは、購入すると、5000円分を上限に、利用額の25%がキャッシュレス決済サービスのポイントとして付与されます。

◆マイナンバーカード（個人番号カード）申請をお手伝いします

町では、マイナンバーカード（個人番号カード）の発行を希望する人に、写真撮影など、カード申請のお手伝いを無料で行っております。

また、マイナンバー制度やマイナンバーカードについての相談も受け付けています。気軽にご相談ください。

- ・受付場所＝町役場 町民保健課前「マイナンバー窓口」
- ・受付時間＝午前8時30分～正午・午後1時～4時
- ・必要なもの＝**免許証や保険証などの本人確認書類**
※申請者本人が来庁してください。
※カードができるまで約1ヶ月半かかります。
※受け取り時に再度、来庁してください。



◆マイナポイントの予約・申し込みをお手伝いします

町では、マイナポイント事業のマイナポイントの予約（マイキーIDの設定）・申し込みのお手伝いを無料で行っております。

- ・受付場所＝町民保健課前「マイナンバー窓口」
企画商工課 企画政策係窓口
- ・受付時間＝午前8時30分～正午・午後1時～4時
- ・必要なもの＝**マイナンバーカードと利用者証明用電子証明書のパスワード4桁の暗証番号・キャッシュレス決済サービスのカード** など
※申請者本人が来庁してください。

※マイナポイント事業の詳細は、「マイナポイント事業サイト」で確認してください。

「マイナポイント事業サイト」



※お問い合わせは、

町民保健課 戸籍住民係（1階 ③番窓口） ☎：52-9630（直通）
企画商工課 企画政策係（3階 ②番窓口） ☎：52-1114（直通）
にお願いします。

◆高齢者運転免許証自主返納支援事業をご利用ください

■事業内容＝

運転に不安のある高齢者で運転免許証を自主的に返納した人に、地域コミュニティバス回数券を交付し、高齢者の交通事故の減少と公共交通の利用拡大を図るものです。

■補助対象者＝

- ①自主返納の日に満70歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人

■支援内容＝

地域コミュニティバス「くいまーる」の回数券12回分のバス利用券を10冊交付します。（120回分）

■申請方法＝

運転免許証を自主返納した日の翌日から起算して1年以内であり、「町高齢者運転免許証自主返納支援申請書」に、運転免許の取消通知書などを添付して提出してください。



※お問い合わせは、

総務課 行政係（2階 ②番窓口）

☎：52-1112（直通）をお願いします。

◆「介護職員初任者研修」の受講生を募集します

県内のひとり親家庭の母、父と寡婦を対象に、就業支援講習会「介護職員初任者研修」を開催します。

- 対象者＝ ○県内のひとり親家庭の母、父と寡婦
○講習会の全日程に出席できる人

- 講座内容＝ 介護職員初任者研修
場所・・・オーバル・ジョブ・トレーニング・カレッジ
（都城市都島町210番地8）
定員・・・13人（定員になり次第募集を終了します）

- 開催日時＝ 11月2日（月）～令和3年3月12日（金）
毎週月・水・金曜日（祝日・年末年始は除く）
午後6時30分～8時30分

- 受講料＝ 無料
※ただし、テキスト代は受講生負担

- 申込方法＝ 宮崎県母子寡婦福祉連合会
☎：0985-22-4696に電話で申し込みください



※お申し込み・お問い合わせ

宮崎県母子寡婦福祉連合会

〒880-0007 宮崎市原町2-22（宮崎県福祉総合センター内）

☎／FAX：0985-22-4696

をお願いします。

◆令和2年11月から子ども医療費助成を拡充します

令和2年11月受診分から、次のとおり子ども医療費助成を拡充します。
※ここでの「医療費」は保険診療分の医療費をさします。

【令和2年10月受診分まで】

	乳幼児	小学生	中学生
外 来	無 料	1,000円／1 診療報酬明細書	—
薬 局	無 料	1,000円／1 診療報酬明細書	—
入 院	無 料	無 料 ※払い戻しの手続きが不要	無 料 ※払い戻しの手続きが必要 (—：助成無し)

【令和2年11月受診分から】

	乳幼児	小学生	中学生
外 来	無 料	200円／1 診療報酬明細書※1	200円／1 診療報酬明細書
薬 局	無 料	無 料	無 料
入 院	無 料	無 料 ※払い戻しの手続きが不要	無 料 ※払い戻しの手続きが不要

小学生と中学生は外来診療の医療費が1診療報酬明細書ごとに200円（1医療機関1保険者ごとに1人ひと月最大200円）となります。11月診療分以降の中学生の入院は「子ども医療費受給資格者証」を提示することで、病院での支払いは不要になります。ただし、入院時の食事代やベッド代差額等は自己負担です。

※1 診療報酬明細書とは・・・

1医療機関につき、1人ひと月1枚作成される診療記録で、通称「レセプト」といわれます。レセプトは、入院・外来ごと、健康保険ごと、総合病院等においては医科・歯科・調剤（薬）ごとに1枚作成されます。

（例1）小学生がA小児科にひと月4回通った場合

	1回目	2回目	3回目	4回目
支払い額	150円	50円	3回目以降は無料	

※ひと月の支払い額が200円に達するまでは自己負担が発生します。

（例2）中学生がA小児科、B薬局、C歯科をひと月1回ずつ通った場合

	A小児科	B薬局	C歯科
支払い額	200円	0円	200円

※複数の医療機関を受診した場合はそれぞれにひと月200円までの自己負担となります。

1. 拡充対象となる人

三股町に住所がある小学1年生～中学3年生

※対象外 ・生活保護保護を受けている人
・他の医療費助成を受けている人

ただし、一部、併用可能な医療費助成もあります。詳しくはお問い合わせください。

2. 助成の受け方

県内の医療機関窓口で、「健康保険証」と「子ども医療費受給資格者証」を提示してください。

- ・小学生は新たに「子ども医療費受給資格者証」を10月末に交付予定です。（申請不要）
- ・中学生は「子ども医療費受給資格者証」を発行するため、申請が必要です。

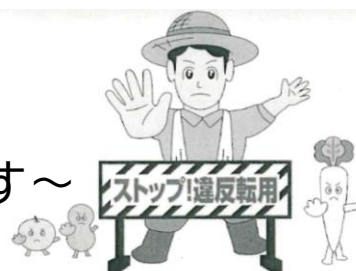
～子ども医療費受給資格者証の申請について～

- ① 対象となる人（中学生がいる家庭）には、6月に申請書を発送しています。
- ② 助成を受けるには、中学生の健康保険証、払い戻しに必要な保護者名義の金融機関の登録が必要です。
- ② 申請書を提出されていない人は児童福祉係窓口へ提出をお願いします。
- ④ 審査が済み次第、受給資格者証を発送します。（10月末を予定）
※提出が遅れた場合、受給資格者証の交付が遅れる可能性があります。（医療費の助成を受けることができません）
※転入された人には随時ご案内します。

※お問い合わせは、福祉課 児童福祉係（1階 ⑥番窓口）
☎：52-9060（直通）をお願いします。



◆農地の違反転用をなくしましょう！
～農地の無断転用は法律に違反します～



■農地転用とは？

農地を住宅・工場用地や店舗敷地、駐車場、資材置場、植林（山林）など、農地以外のものに変えることを転用といいます。

農地法では、優良農地を守るため、農地を転用するときは、許可を受けることが義務付けられています。転用するときは、農業委員会に許可申請書を提出して、許可を受けてから工事に着手してください。

■許可を受けずに転用するとどうなりますか？

許可を受けずに転用を行った場合は、農地法違反で罰則処分の対象となります。

農地を無断で転用、または転用許可を受けた事業計画どおりに転用を行っていない場合は、県知事から工事中止や原状回復などの命令が出される場合があります。また、3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人には1億円以下の罰金という罰則が適用されることもあります。

■対象となる農地は？

全ての農地（田・畑・採草放牧地）が転用許可の対象となります。地目が農地であれば、耕作していなくても農地として活用できる状態である限り、農地として扱われます。

■農地の転用手続きはどうすればいいですか？

転用申請には農地法第4条申請、農地法第5条申請があります。農地の所在地を管轄する農業委員会に申請書を提出し（※）、農地法第4条、農地法第5条の規定に基づく県知事の許可を受ける必要があります。

- ・農地法第4条・・・自分の農地を農地以外に転用する場合
- ・農地法第5条・・・事業者がその農地の売買や賃貸など権利の設定や移転を同時に行い転用する場合

※転用手続きには農地法第4条、第5条申請書以外にも必要書類がありますので、詳しくはお問い合わせください。

※お問い合わせは、農業振興課 農業委員会（3階 ③番窓口）

☎：52-9087（直通）をお願いします。

◆農地の相続手続きはお済みですか？

《相続の手続きについて》

農地の所有者が亡くなると、その農地を相続する人の名義にするために「相続登記」が必要です。相続登記をしないで放っておくと、仮に所在不明の相続人がいた場合、すぐに登記を含めた相続の手続きができずに、相続分を確定することが困難になります。

また、多くの時間が経過してしまうと「誰が相続人になるのか」など、その調査だけで相当の時間がかかり、相続登記費用や手数料も高額になってしまいます。

農地を売りたいと思ったときに、すぐに売ることができない事態になりますので、速やかに相続の手続きを行ってください。

《相続等により農地を取得した場合の届出について》

平成21年の農地法の改正により、相続・遺産分割・包括遺贈・時効取得などにより農地の権利を取得された場合は、農業委員会に届け出ることが必要となりました。

通常、売買等により農地を取得する場合は、農地法第3条の許可が必要となりますが、相続等による場合は3条許可を必要としないため、農地を取得した場合はその農地がある農業委員会にすみやかに届け出る必要があります。届け出をしなかったり、虚偽の届け出をすると罰則がありますので、ご注意ください。

※お問い合わせは、

農業振興課 農業委員会（3階 ③番窓口）

☎：52-9087（直通）

FAX：52-9762

をお願いします。

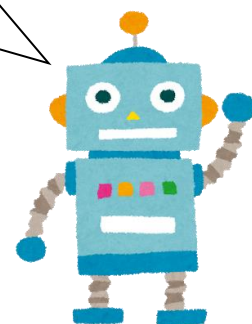
◆「おもちゃ病院三股」を開設します

期 日	9月19日（土）毎月第3土曜日
時 間	・開 院 午後1時～5時ごろ ※受け付けは午後3時までをお願いします。
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
注意事項	・おもちゃ病院三股は、おもちゃを無償で修理します（一部、材料費などが掛かることがあります）。ただし、破損がひどい物や欠品がある物は、修理できない場合があります。現物を見て判断しますので、ご了承ください。 ・コンセントにつないで作動させる電化製品・コンピューター製品、人を傷つける恐れがある物や水に浮く物（浮輪・ボートなど）は修理対象外です。



使わなくなったおもちゃをご提供ください。

「おもちゃ病院」では、壊れたおもちゃを無償で修理していますが、修理に使う部品を購入しなければならないこともあります。使わなくなったおもちゃ、壊れたおもちゃからも、部品を取ることができますので、おもちゃを修理するために、ご協力をお願いします♪



※お問い合わせは、

代表：横山健一 ☎：51-0241 または、
増田親忠 携帯：090-1926-8783
をお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のあらゆる問題について、相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

相談日： 毎週月曜・水曜・金曜

時 間： 午前9時～午後5時

場 所： 町総合福祉センター「元気の杜」



※お問い合わせは、

町社会福祉協議会

☎：52-1246 をお願いします。